

第十五章 農産物以外の商品への課税

穀物に課税すれば穀物の価格が上昇するのと同じ原理で、他の財に課税してもその財の価格は上昇する。その財の価格が税額相当分だけ上昇しなければ、生産者は従来の水準の利益を維持できず、資本を他の用途や事業へ移す。

貨幣価値が一定ならば、必需品であれ贅沢品であれ、すべての財への課税は、その価格を少なくとも税額相当分押し上げる。さらに、労働者のための加工された必需品への課税は、必需品の中でも筆頭で最も重要な穀物への課税と同様に賃金に影響を与え、資本の利潤や対外貿易にもまったく同じ影響を及ぼす。他方、贅沢品への課税は価格を上げるだけで、その負担は消費者が負い、賃金を押し上げることも利潤を押し下げるかもしれない。

戦争や通常の国家支出を賄う税は多くが非生産的労働の維持に充てられ、国の生産的活動から資源を奪う。こうした支出を抑えられれば、その分は拠出者の所得に、場合によつては資本にも加わる。仮に一年の戦費を借入で二、〇〇〇万を調達すれば、その二、

○○○万は国の生産的資本から引き抜かれる。後に利払いのために毎年一〇〇万を税で集めても、それは納税者から国の債権者への移転にすぎない。真の費用は二、〇〇〇万という元本であり、利子そのものではない。利子の支払いの有無自体では国の豊かさは変わらない。政府が当初から税で二、〇〇〇万を一括徴収していれば、毎年一〇〇万の恒久的な増税は不要だつたが、取引の本質は同じである。個人のケースに置き換えれば、毎年一〇〇ポンドを払うか一度に二、〇〇〇ポンドを払うかの違いであり、二、〇〇〇ポンドを借りて年一〇〇ポンドの利子を払う方が手元資金を温存できる場合もある。一方は甲と乙の私的な貸借で、他方では、政府が乙への利払いを、同様に甲が支払うことを保証する。私的取引ならば公的記録は残らず、甲が毎年一〇〇ポンドを払うか、正当な理由もなく支払いを滞らせるかは、国にとつて大きな問題ではない。契約の忠実な履行への一般的関心は別として、国の関心は、その一〇〇ポンドを甲と乙のどちらがより生産的に使うかという一点に限られるが、国にはそれを判断し介入する権限も能力もない。甲が浪費し、乙が資本に組み入れて生産的に用いることも、その逆もあり得る。富の拡大だけを基準にすれば、支払いの有無はどちらでも大差なく、場合によつては不払いの方が望ましいことさえある。だが、正義と信義というより重要な価値は、そうした

3 第十五章 農産物以外の商品への課税

小さな便益に譲れない。国家の介入が求められれば、裁判所は甲に契約の履行を命じる。

国家保証の負債も本質は同じで、国債の利子は継続して支払われるべきであり、公共のために資本を提供した者に対し、便宜を理由に正当な権利の放棄を求めてはならない。

政治的誠実を犠牲にしても公共の便益が高まるとは限らない。利払い免除を受ける側が本来の受益者より資金を生産的に用いる保証はなく、国債を帳消しにしても、ある人の所得は一、〇〇〇ポンドから一、五〇〇ポンドに増え、別の人は一、五〇〇ポンドから一、〇〇〇ポンドに減るだけで、総額は常に二、五〇〇ポンドで変わらず、課税対象となる資本と所得の規模も変わらない。だから、国を苦しめる原因は利払いそのものではなく、免除しても救済にはならない。国富は所得からの貯蓄と歳出抑制によつてしか増えず、国債を消しても所得は増えず、支出も減らない。国と個人の浪費、そして借入が国を貧しくし、公私の儉約を促す政策が財政の困窮を和らげる。しかし、ここまで議論から、非常時の費用を借入で賄うのが最善だと私が考えていると受け取つてはならない。借入は儉約心を鈍らせ、実情を見えにくくする。戦費が年額四、〇〇〇万ポンドで各人の負担が一〇〇ポンドならば、一括徴収ならば多くは急いで所得から一〇〇ポンドを捻出するだろうが、借入方式では年五ポンドの利子で足りると見なし、五ポンドの

節約で以前と同じ豊かさを保てると錯覚する。その結果、国全体の節約は四、〇〇〇万ポンドに対する利子、すなわち二〇〇万ポンドにとどまり、生産的に投じられた場合の四、〇〇〇万ポンドの利回りを失い、さらに本来の拠出額四、〇〇〇万ポンドと実際の節約二〇〇万ポンドとの差、すなわち三、八〇〇万ポンドも失う。各人が自ら借入れて必要額を全額拠出する仕組みならば、戦争が終われば課税は直ちにやみ、物価も自然な水準へ戻る。甲が戦費負担のために借りた資金の利子を私財から乙に払い続けることはあっても、それは国全体の問題ではない。巨額の国債は国を極めて人為的な状態に置いてしまう。税負担や賃金の上昇が、諸外国に比べて税以外の恒常的な不利を必ずしももたらすとは思わないが、それでも納税者は負担から逃れようとし、ついには課税の軽い国へ自分と資本を移す誘惑に抗しがたくなり、生まれ育った土地への自然な愛着すら乗り越えてしまう。こうした制度の困難に絡め取られた国は、必要とあらば国富の一部を犠牲にしてでも国債を償還し身を救うのが賢明である。個人にとって賢明な策は国にとつても賢明である。たとえば、一〇、〇〇〇ポンドの元手が年五〇〇ポンドを生み、そのうち一〇〇ポンドを国債利払いに充てている人の実質価値は八、〇〇〇ポンドにすぎず、毎年一〇〇ポンドを払い続けても、いま一、〇〇〇ポンドを一度だけ差し出しても、

5 第十五章 農産物以外の商品への課税

実質の豊かさは同じである。では二、〇〇〇ポンドを得るために売る資産の買い手は誰か。答えは明白で、公債保有者が運用先を求め、土地所有者や製造業者に貸し付けるか、その資産を買い取る。公債保有者自身がこの調整に大きく寄与するだろう。この案は繰り返し勧められてきたが、それを採用するだけの知恵も徳も、いまの私たちに十分とは言いがたいのではないか。それでも平時には、戦時に生じた債務の返済に不斷の努力を注ぎ、目先の救済や一時の苦境からの逃避を口実に、この大目標への集中を緩めてはならない。償還基金が実効を持つのは、歳入超過に基づくときだけである。わが国の償還基金が名ばかりなのは、超過歳入がないからである。本来の名にふさわしく、歳出削減を徹底して真に機能する返済原資に改めるべきである。将来の戦争までに債務を大幅に圧縮できなければ、二つに一つである。全戦費を年々の税で賄うか、戦争終結時、場合によつてはその前に国家的破産を受け入れるかである。大国の債務追加余地に限界を定めるのは難しくとも、祖国に住むという特権のために永久課税として個人が払い続ける「価格」には、確かな限度がある。

独占価格とは、消費者が購入に応じるぎりぎりの最高額に設定される価格を指す。いかなる手段でもその数量を増やせない場合にのみ成り立ち、その場合、競争は買い手の

側だけで生じる。独占価格は時期とともに大きく変動しうるが、これは買い手の財力や嗜好、気まぐれが競争の強さを左右するためである。生産量がごく少ない特有のワインや、卓越性や希少性のために趣味的価値が付いた美術品では、社会が富裕か貧困か、一般の労働生産物が豊富か不足か、社会が未熟か洗練されているかに応じて、引き換えに提供される労働生産物の量が大きく変わる。したがって、独占価格にある商品の交換価値は生産費用では決まらない。

農産物の価格は独占価格にはならない。大麦や小麦の市場価格は綿布や麻布と同様に生産費で決まる。相違はただ一つで、農業では投下資本のうち地代を負担しない部分が穀物の価格を決めるのに対し、製造業では投入されたすべての資本が同様の結果をもたらし、しかもいすれも地代を負担しないため、各資本が等しく価格を決める。さらに、土地に資本を追加すれば穀物などの産出量を増やせるため、やはり独占価格にはならない。市場では売り手の間にも買い手の間にも競争がある。もつとも、希少なワインや貴重な美術品にはこの説明は当てはまらない。供給を増やせないため、価格は買い手の支払い能力と意思の及ぶ範囲にのみ制約され、そうしたワインを生む土地が他にない葡萄園では競争が働くはず、地代は適正とみなされる水準を大きく上回り得る。

ある国の穀物や一次產品は、当面、独占価格で売られる場合があるが、それが持続するには、土地への追加投資が採算に合わず、生産拡大が不可能になつた段階に限られる。この局面では、耕作に使われて いるすべての土地に加え、その土地に投じられた資本の各投入分も、それぞれ収益の差に応じて地代を生む。また、この時期に農家に課されるいかなる税も、消費者価格には転嫁されず地代に帰着する。農民は穀物の価格を引き上げることはできない。仮定の通り、価格は既に買い手が支払える上限に達しているからである。農民も他産業の資本家と同じ利潤率を求めるため、残る選択肢は地代の引き下げを求めるか、営農をやめるかの二つになる。

ブキヤナンは、穀物などの一次產品は地代を生むため独占価格にあり、地代を生む財はすべて独占価格であるとみなす。この立場から、一次產品への課税は消費者に転嫁されず、地主が負担すると結論づける。氏は次のように述べている。「穀物の価格は常に地代を生む水準にあり、その生産費の影響をまつたく受けない。したがつて生産費は地代で賄われ、費用が上下しても変動するのは価格ではなく地代である。この見地から、農業労働者や馬、農業用具への課税は実質的に地税で、契約期間中は小作農や農場経営者が、更新時には地主が負担することになる。同様に、脱穀機や収穫機といった改良農

具や、良い道路・運河・橋など市場へのアクセスを改善するものは、穀物の生産費を引き下げる。市価は下がらない。これらの改良によって節約された分は、地代の一部として地主に帰属する。」

ブキヤナンの議論の基礎、すなわち「穀物価格は常に地代を生む」という前提を認めるなら、彼が主張するすべての帰結は当然に導かれる。すなわち、農家への課税は消費者ではなく地代に帰着し、農業改良は地代を押し上げる。だが、国土のあらゆる部分が最高度に耕作されるまでのあいだは、地代を生まない形で土地に投下されている資本の部分が常に残っており、その生産物の価値は製造業と同様に利潤と賃金に分配され、この資本の部分こそが穀物価格を決定する。したがって、地代を生まない穀物の価格はその生産費に左右され、その生産費を地代から賄うこととはできない。ゆえに、その生産費が増加すれば、帰結するのは地代の低下ではなく価格の上昇である。

注目すべきは、アダム・スミスとブキヤナンが、一次産品への課税や土地税、什一税の負担は一次産品の消費者ではなく地代に帰着するという点では一致しているにもかかわらず、麦芽税に限っては地代ではなくビールの消費者が負担すると認めていることである。なお、スミスの議論は、麦芽税および他の一次産品課税をめぐる私の見解をきわ

めて的確に言い表しており、読者の注意に付さずにはいられない。

大麦畑の地代と利潤は、同等の肥沃度と耕作水準にある他の農地のそれに常におおむね一致し、低すぎれば他用途への転用が進み、高すぎれば大麦への転作が進んで均される。他方、ある产品的通常価格が独占価格である場合は課税を価格に上乗せできず、生産地の地代と利潤が削られる。希少なブドウ畑で産するワインは有効需要に対して供給が不足し、価格は既に市場の上限にあるため、課税分をさらに転嫁すれば販売量が減少し、畑を他用途に転用できないため損失が拡大し、税負担は結局地代、とりわけブドウ畑の地代に帰着する。これに対し大麦の通常価格は独占価格ではなく、麦芽やビール、エールへの課税があつても大麦の価格は下がらず、大麦畑の地代と利潤も圧縮されない。課税分は醸造業者の麦芽仕入れ価格を押し上げ、ビールやエールへの課税と相まって、消費者が値上げまたは品質低下として負担するため、最終負担者は生産者ではなく消費者となる。ブキヤナンも、麦芽にせずに売るのと同等の収益が麦芽にしても得られなければ必要量は供給されない以上、麦芽税によって大麦価格は下がらず、需要を満たすには麦芽価格は税に応じて上昇すると述べる。他方で同氏は、大麦の価格も砂糖と同様に独占価格であり、両者はいずれも地代を生み、市場価格が原価との連関を失っていると

付記する。

ブキヤナンは、麦芽に課税すれば麦芽の価格は上昇するが、原料の大麦に課税しても大麦の価格は上昇しないと述べ、したがって麦芽税の負担は消費者が負い、大麦税の負担は地代の減少によって地主が負うとする。ブキヤナンによれば、大麦は買い手の支払意思の上限に達した独占価格で取引されている一方、その大麦から作られる麦芽は独占価格ではないため、課税分に応じて価格を引き上げられることになる。ところが、麦芽税の効果に関するこの見方は、同氏が類似のパン税について示した「パンへの課税は、最終的には価格の上昇ではなく地代の低下によって支払われる」という見解と正面から矛盾しているように思われる。もし麦芽税がビールの価格を押し上げるというのならば、パン税もパンの価格を押し上げるはずである。

セイはブキヤナンと同じ立場をとり、土地が生むワインや穀物の量は、どのような税が課されようともおおむね一定だとみる。仮に税が純産出、あるいは地代と言つてもよいが、その二分の一や四分の三を取り去ったとしても、税に吸収されない二分の一か四分の一を得るために耕作は続く。地代、すなわち地主の取り分けは、いくらか低くなるにすぎない。その理由は、仮定した場合でも、土地から得られ市場に出される産出の量は

依然として同じであり、一方でその産出への需要の基礎となる動機も同じままだからである。

新税の導入や税率の引き上げがあつても、供給量も需要量も変わらずに維持される限り、その財の価格は変わらない。価格が変わらない以上、消費者に税負担は一円も生じない。

労働と資本を提供する農業者も地主とともにこの税を負担するのかという問い合わせは、そうではない。賃貸に出される農場の数は減少しておらず、農業者の数も増えている。この場合も需給は変わらないので、地代も変わらない。税の一部しか消費者に転嫁できない塩製造業者や、少しも補填できない地主の事例は、「すべての税は最終的に消費者に転嫁される」という見方が誤りであることを示している。（『経済学概論』第二巻・三三八頁）

仮に土地の純収益の二分の一、あるいは四分の三を取り上げる税が課されても生産物の価格が上昇しないならば、肥沃な土地よりも同じ成果を得るのにより多くの労働を要し、しかも地代をわずかしか払っていない耕作者は、どうやって投下資本の通常利潤を確保できるだろうか。地代が全額免除されたとしても、彼らの利潤は他産業を下回り、

その生産物の価格を引き上げられない限り耕作を続けないだろう。税負担が耕作者に及べば借地意欲は弱まり、地主に及べば地代が全く見込めないので、多くの農地は貸し出されなくなる。地代を払わずに穀物を生産する者はその税の原資をどこから捻出するのか。結局、税が消費者に転嫁されるのは明らかである。であるならば、セイが次に述べるような土地は、収穫の二分の一から四分の三に当たる税をどう支払うのか。

スコットランドでは、やせ地は地主が自ら耕すしかない場合がある。他の担い手では採算が合わないからである。同様に、合衆国内陸部諸州にも、広大で肥沃であっても地代だけでは地主の生活を支えきれない土地がある。それでもそうした土地は耕されており、担い手は地主自身である。地代はほとんど生じないが、地主は、自前の資本と事業からの利潤をこれに加えて、生活を維持している。地代を支払おうとする小作人がいる土地は、たとえ耕されていても地主の収入にはならないことはよく知られている。すなわち、その種の土地が生むのは、耕作に必要な資本と事業に見合う利潤にとどまるということである（『経済学概論』第二巻・一二七頁）。